

新潟県条例第53号

新潟県立看護大学条例を廃止する条例

新潟県立看護大学条例（平成13年新潟県条例第91号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による廃止前の新潟県立看護大学条例の規定に基づき納付し、又は納付すべきであった入学考査料、入学科、授業料及び証明事務手数料については、なお従前の例による。

（一般職の職員の給与に関する条例の一部改正）

3 一般職の職員の給与に関する条例（昭和30年新潟県条例第59号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中項、号及び号の細目の表示に下線が引かれた項、号及び号の細目（以下この項において「移動項等」という。）に対応する同表の改正後の欄中項、号及び号の細目の表示に下線が引かれた項、号及び号の細目（以下この項において「移動後項等」という。）が存在する場合には当該移動項等を当該移動後項等とし、移動項等に対応する移動後項等が存在しない場合には当該移動項等（以下この項において「削除項等」という。）を削る。

次の表の改正前の欄中別表の細目の表示に下線が引かれた別表の細目（以下この項において「移動別表細目」という。）に対応する次の表の改正後の欄中別表の細目の表示に下線が引かれた別表の細目（以下この項において「移動後別表細目」という。）が存在する場合には当該移動別表細目を当該移動後別表細目とし、移動別表細目に対応する移動後別表細目が存在しない場合には当該移動別表細目を削る。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（項、号及び号の細目の表示、削除項等並びに別表の細目の表示を除く。以下この項において「改正部分」という。）に対応する次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（項、号及び号の細目の表示並びに別表の細目の表示を除く。以下この項において「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削る。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">（給料表の種類及び適用範囲）</p> <p>第6条 給料表の種類は、次に掲げるとおりとし、各給料表の適用範囲は、それぞれ当該給料表に定めるところによる。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 教育職給料表（別表第3）</p> <p style="padding-left: 2em;">イ (略)</p> <p style="padding-left: 2em;">ロ (略)</p> <p>(4)～(6) (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p style="text-align: center;">（格付及び給料の支給）</p> <p>第7条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p style="text-align: center;">（初任給）</p> <p>第8条 新たに職員を採用するには、次の各号に掲げる職務の級に採用する場合にあつては、あらかじめ人事委員会の承認を得た者のうちから、その他の場合にあつては、人事委員会規則で定める資</p>	<p style="text-align: center;">（給料表の種類及び適用範囲）</p> <p>第6条 給料表の種類は、次に掲げるとおりとし、各給料表の適用範囲は、それぞれ当該給料表に定めるところによる。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 教育職給料表（別表第3）</p> <p style="padding-left: 2em;"><u>イ 教育職給料表（一）</u></p> <p style="padding-left: 2em;">ロ (略)</p> <p style="padding-left: 2em;">ハ (略)</p> <p>(4)～(6) (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p style="text-align: center;">（格付及び給料の支給）</p> <p>第7条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p><u>4 教育職給料表（一）の適用を受ける職員のうち大学の学長の職にある職員の給料月額は、同表6級の指定号給の額とする。</u></p> <p style="text-align: center;">（初任給）</p> <p>第8条 新たに職員を採用するには、次の各号に掲げる職務の級に採用する場合にあつては、あらかじめ人事委員会の承認を得た者のうちから、その他の場合にあつては、人事委員会規則で定める資</p>

格基準を有する者のうちから行わなければならない。

(1)・(2) (略)

(3) (略)

(4) (略)

(5) (略)

(6) (略)

(7) (略)

(8) (略)

(9) (略)

2 (略)

(管理職員特別勤務手当)

第24条の3 前条第1項に規定する職にある職員が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により一般職員勤務時間条例第4条第1項、第5条及び第6条の規定による週休日又は祝日法による休日等若しくは年末年始の休日等に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

2 管理職員特別勤務手当の額は、前項の規定による勤務1回につき、1万2,000円を超えない範囲内において人事委員会規則で定める額とする。ただし、前項の規定による勤務に従事する時間等を考慮して人事委員会規則で定める勤務にあつては、その額に100分の150を乗じて得た額とする。

3 (略)

(期末手当)

第25条 (略)

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合においては100分の122.5、12月に支給する場合においては100分の137.5を乗じて得た額（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの（これらの職員のうち、人事委員会規則で定める職員を除く。第26条において「特定幹部職員」という。）にあつては、6月に支給する場合においては100分の102.5、12月に支給する場合においては100分の117.5を乗じて得た額とする。）に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

格基準を有する者のうちから行わなければならない。

(1)・(2) (略)

(3) 教育職給料表（一）の職務の級6級及び5級

(4) (略)

(5) (略)

(6) (略)

(7) (略)

(8) (略)

(9) (略)

(10) (略)

2 (略)

(管理職員特別勤務手当)

第24条の3 前条第1項に規定する職又は大学の学長の職にある職員が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により一般職員勤務時間条例第4条第1項、第5条及び第6条の規定による週休日又は祝日法による休日等若しくは年末年始の休日等に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

2 管理職員特別勤務手当の額は、前項の規定による勤務1回につき、前条第1項に規定する職にある職員にあつては1万2,000円を超えない範囲内において人事委員会規則で定める額、大学の学長の職にある職員にあつては当該額のうち最高のものに100分の150を乗じて得た額とする。ただし、前項の規定による勤務に従事する時間等を考慮して人事委員会規則で定める勤務にあつては、それぞれその額に100分の150を乗じて得た額とする。

3 (略)

(期末手当)

第25条 (略)

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合においては100分の122.5、12月に支給する場合においては100分の137.5を乗じて得た額（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの（これらの職員のうち、人事委員会規則で定める職員を除く。第26条において「特定幹部職員」という。）にあつては6月に支給する場合においては100分の102.5、12月に支給する場合においては100分の117.5を乗じて得た額とし、大学の学長の職にある職員にあつては6月に支給する場合においては100分の140、12月に支給する場合においては100分の155を乗じて得た額とする。）に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た

(1)～(4) (略)
3～5 (略)

6 (略)

(特定の職員についての適用除外)

第37条の2 (略)

2・3 (略)

別表第3 (第6条関係)
教育職給料表

イ 教育職給料表(二)
(略)
ロ 教育職給料表(三)
(略)

別表第7 (第6条関係)
級別標準職務表
イ・ロ (略)

ハ 教育職給料表(二) 級別標準職務表
(略)
ニ 教育職給料表(三) 級別標準職務表
(略)
ホ 医療職給料表(一) 級別標準職務表
(略)
ヘ 医療職給料表(二) 級別標準職務表
(略)
ト 医療職給料表(三) 級別標準職務表
(略)

額(その者が大学の学長の職にある場合において、当該在職期間におけるその者の勤務成績が良好でないときには、その額から、その者の勤務成績に応じ任命権者が人事委員会規則の定める基準に従って定める額を減じて得た額)とする。

(1)～(4) (略)

3～5 (略)

6 第2項の任命権者が人事委員会規則の定める基準に従って定める額は、期末手当の支給を受ける大学の学長の職にある職員が同項に規定する在職期間において法第29条の規定による懲戒処分を受けた場合を除き、第4項に規定するそれぞれの月額合計額に100分の20を乗じて得た額に期末手当を支給する月に応ずる第2項に規定する割合を乗じて得た額にその者の同項に規定する在職期間に応ずる同項各号に定める割合を乗じて得た額を超えるものであつてはならない。

7 (略)

(特定の職員についての適用除外)

第37条の2 (略)

2・3 (略)

4 第8条から第12条まで、第14条、第16条、第17条、第17条の5、第20条、第21条から第24条の2まで、第24条の5及び第26条の規定は、大学の学長の職にある職員には適用しない。

別表第3 (第6条関係)
教育職給料表

イ 教育職給料表(一)
(略)
ロ 教育職給料表(二)
(略)
ハ 教育職給料表(三)
(略)

別表第7 (第6条関係)
級別標準職務表
イ・ロ (略)
ハ 教育職給料表(一) 級別標準職務表
(略)
ニ 教育職給料表(二) 級別標準職務表
(略)
ホ 教育職給料表(三) 級別標準職務表
(略)
ヘ 医療職給料表(一) 級別標準職務表
(略)
ト 医療職給料表(二) 級別標準職務表
(略)
チ 医療職給料表(三) 級別標準職務表
(略)

<u>チ</u> 研究職給料表級別標準職務表 (略) <u>リ</u> 福祉職給料表級別標準職務表 (略)	<u>リ</u> 研究職給料表級別標準職務表 (略) <u>ヌ</u> 福祉職給料表級別標準職務表 (略)
--	--

(公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部改正)

4 公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例（昭和33年新潟県条例第12号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下この項において「移動条」という。）に対応する同表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下この項において「移動後条」という。）が存在する場合には当該移動条を当該移動後条とし、移動条に対応する移動後条が存在しない場合には当該移動条（以下この項において「削除条」という。）を削る。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（条の表示及び削除条を除く。以下この項において「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（条の表示を除く。以下この項において「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削る。

改 正 後	改 正 前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律（昭和32年法律第143号。以下「法」という。）第4条第1項の規定に基づき、<u>県立の中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校及び幼稚園の学校医、学校歯科医又は学校薬剤師</u>（以下「学校医等」という。）の法第3条に規定する補償（以下「補償」という。）の範囲、金額及び支給方法その他補償に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(通知)</p> <p>第2条 学校医等の負傷、疾病、障害又は死亡が公務上のものであるときは、<u>教育委員会</u>は、補償を受けるべき者に対して、その者が法によつて権利を有する旨を速やかに通知しなければならない。</p> <p>第3条 (略)</p> <p>(報告、出頭等)</p> <p>第4条 <u>教育委員会</u>は、補償の実施のため必要があると認めるときは、補償を受け、若しくは受けようとする者又はその他の関係人に対して、報告をさせ、文書その他の物件を提出させ、出頭を命じ、又は医師の診断若しくは検案を受けさせることができる。</p> <p>(委任)</p> <p>第5条 この条例の施行に関し必要な事項は、<u>教育</u></p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律（昭和32年法律第143号。以下「法」という。）第4条第1項の規定に基づき、<u>県立の中学校、高等学校、中等教育学校、大学、特別支援学校及び幼稚園の学校医、学校歯科医又は学校薬剤師</u>（以下「学校医等」という。）の法第3条に規定する補償（以下「補償」という。）の範囲、金額及び支給方法その他補償に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例で「<u>実施機関</u>」とは、<u>大学の学校医等</u>に関しては知事、<u>その他の学校の学校医等</u>に関しては教育委員会をいう。</p> <p>(通知)</p> <p>第3条 学校医等の負傷、疾病、障害又は死亡が公務上のものであるときは、<u>実施機関</u>は、補償を受けるべき者に対して、その者が法によつて権利を有する旨を速やかに通知しなければならない。</p> <p>第4条 (略)</p> <p>(報告、出頭等)</p> <p>第5条 <u>実施機関</u>は、補償の実施のため必要があると認めるときは、補償を受け、若しくは受けようとする者又はその他の関係人に対して、報告をさせ、文書その他の物件を提出させ、出頭を命じ、又は医師の診断若しくは検案を受けさせることができる。</p> <p>(委任)</p> <p>第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、<u>大学</u></p>

委員会規則で定める。

の学校医等に関しては知事が、その他の学校の学校医等に関しては教育委員会が規則で定める。

(公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

- 5 前項の規定による改正後の公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の規定は、平成25年4月1日以後に支給すべき事由が生じた公務災害補償について適用し、同日前に支給すべき事由が生じた公務災害補償については、なお従前の例による。

(義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部改正)

- 6 義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例(昭和46年新潟県条例第50号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この項において「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
(義務教育諸学校等の教育職員の教職調整額の支給等) 第3条 義務教育諸学校等の教育職員(一般職の職員の給与に関する条例(昭和30年新潟県条例第59号。以下「一般職員給与条例」という。)別表第3イの表、ロの表又は市町村立学校職員の給与に関する条例(昭和30年新潟県条例第61号。以下「市町村立学校職員給与条例」という。)別表第1の適用を受ける者に限る。第3項及び第7条において同じ。)のうちその属する職務の級がこれらの給料表の特2級、2級又は1級である者には、その者の給料月額 の100分の4 に相当する額の教職調整額を支給する。 2・3 (略)	(義務教育諸学校等の教育職員の教職調整額の支給等) 第3条 義務教育諸学校等の教育職員(一般職の職員の給与に関する条例(昭和30年新潟県条例第59号。以下「一般職員給与条例」という。)別表第3教育職給料表のロ教育職給料表(二)、ハ教育職給料表(三)又は市町村立学校職員の給与に関する条例(昭和30年新潟県条例第61号。以下「市町村立学校職員給与条例」という。)別表第1教育職給料表の適用を受ける者に限る。第3項及び第7条において同じ。)のうちその属する職務の級がこれらの給料表の特2級、2級又は1級である者には、その者の給料月額 の100分の4 に相当する額の教職調整額を支給する。 2・3 (略)

(一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正)

- 7 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例(平成13年新潟県条例第4号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この項において「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(以下この項において「改正後部分」という。)が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削る。

改正後	改正前
(一般職員給与条例の適用除外等) 第6条 (略) 2 (略) 3 第1号任期付研究員に対する一般職員給与条例第24条の3第1項及び任期付研究員に対する一般職員給与条例第25条第2項の規定の適用については、一般職員給与条例第24条の3第1項中「前条第1項に規定する職にある職員」とあるのは「前条第1項に規定する職にある職員及び一般職の任期付研究員の採用等に関する条例(平成13年新潟県条例第4号)第3条第1号の規定により任期を定めて採用された職員」と、一般職員給与条例第25条第2項中「100分の122.5」とあるのは「100分の140」と、「100分の137.5」とあるのは「100分の155」とする。	(一般職員給与条例の適用除外等) 第6条 (略) 2 (略) 3 第1号任期付研究員に対する一般職員給与条例第24条の3第1項及び第2項並びに任期付研究員に対する一般職員給与条例第25条第2項の規定の適用については、一般職員給与条例第24条の3第1項中「前条第1項に規定する職又は大学の学長の職にある職員」とあるのは「前条第1項に規定する職又は大学の学長の職にある職員及び一般職の任期付研究員の採用等に関する条例(平成13年新潟県条例第4号。以下「任期付研究員条例」という。)第3条第1号の規定により任期を定めて採用された職員」と、同条第2項中「前条第1項に規定する職にある職員」とあるのは「前条第1項に規定する職にある職員及び任期付研究員条例第3条第1号の規定により任期を定めて採用された

	職員」と、一般職員給与条例第25条第2項中「100分の122.5」とあるのは「100分の140」と、「100分の137.5」とあるのは「100分の155」とする。
--	---

(一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

- 8 一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成14年新潟県条例第55号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この項において「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下この項において「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削る。

改 正 後	改 正 前
<p>(一般職の職員の給与に関する条例の適用除外等)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2 特定任期付職員に対する一般職員給与条例第24条の3第1項及び第25条第2項並びに市町村立学校職員給与条例第25条第1項及び第26条第2項の規定の適用については、一般職員給与条例第24条の3第1項中「前条第1項に規定する職にある職員」とあるのは「前条第1項に規定する職にある職員及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成14年新潟県条例第55号）第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、一般職員給与条例第25条第2項中「100分の122.5」とあるのは「100分の140」と、「100分の137.5」とあるのは「100分の155」と、市町村立学校職員給与条例第25条第1項中「前条第1項に規定する職にある職員」とあるのは「前条第1項に規定する職にある職員及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成14年新潟県条例第55号）第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、市町村立学校職員給与条例第26条第2項中「100分の122.5」とあるのは「100分の140」と、「100分の137.5」とあるのは「100分の155」とする。</p>	<p>(一般職の職員の給与に関する条例の適用除外等)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2 特定任期付職員に対する一般職員給与条例第24条の3第1項及び第2項並びに第25条第2項並びに市町村立学校職員給与条例第25条第1項及び第26条第2項の規定の適用については、一般職員給与条例第24条の3第1項中「前条第1項に規定する職又は大学の学長の職にある職員」とあるのは「前条第1項に規定する職又は大学の学長の職にある職員及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成14年新潟県条例第55号。以下「<u>任期付職員条例</u>」という。）第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、<u>同条第2項中「前条第1項に規定する職にある職員」とあるのは「前条第1項に規定する職にある職員及び任期付職員条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、一般職員給与条例第25条第2項中「100分の122.5」とあるのは「100分の140」と、「100分の137.5」とあるのは「100分の155」と、市町村立学校職員給与条例第25条第1項中「前条第1項に規定する職にある職員」とあるのは「前条第1項に規定する職にある職員及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成14年新潟県条例第55号）第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、市町村立学校職員給与条例第26条第2項中「100分の122.5」とあるのは「100分の140」と、「100分の137.5」とあるのは「100分の155」とする。</u></p>

(調整規定)

- 9 この条例及び一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成24年新潟県条例第50号。以下「一般職員給与条例等の一部改正条例」という。）に同一の条例についての改正規定がある場合においてこの条例及び一般職員給与条例等の一部改正条例の施行期日が同一となるときは、当該同一の条例は、一般職員給与条例等の一部改正条例によってまず改正され、次いでこの条例によって改正されるものとする。